

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人萌の会の役員報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程の役員とは、萌の会の理事、評議員、監事及び顧問をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 削除

2 〃

(役員報酬)

第4条 役員報酬と交通費は別表1に定められた額とし、その都度支払うものとする。

2 役員が理事長の命を受け業務にあたった場合の業務報酬は別途支給する。

3 交通費が定められた額を超えた場合には、その額を負担するものとする。

(理事及び評議員報酬)

第4条の2 削除

2 〃

3 〃

(監事の報酬)

第5条 削除

2 〃

(適用除外)

第6条 削除

- 付 則 1 この規程は、平成16年4月1日より適用する。
- 2 なお、平成19年10月1日に一部改正し適用する。
- 3 この規程は、平成23年11月26日に一部改正し適用する。
- 4 この規程は、平成29年6月24日に一部改正し適用する。

別表1

	報酬日額	交通費
理事会、評議員会等への出席	30,000円	3,000円
法人・施設業務のための出勤	30,000円	3,000円

別表2 削 除

別表3 削 除